

# 保育所等入所(園)のご案内 (令和6年度)

西条市  
保育・幼稚園課



## 前年度からの主な変更点

令和6年度の保育所等の入所申込みについて、次のとおり変更があります。

変更事項	内容
保育の実施基準表の改定	保育の実施基準表(点数表)の下記の指数を改定しました。※HPでご確認ください ・「自営業」基本指数 ・「児童が障がい有る場合」の調整指数
自営業の証明書類	就労証明書内の民生委員の署名は廃止し、確定申告書等の写しを就労証明書に添付していただきます。詳細は2ページ 提出が必要な書類【2号・3号認定】の①保育を必要とする理由の証明書をご覧ください。

## 認定区分について

幼稚園(施設型給付)や保育所等へ入所するためには、保育の必要性に応じた認定(教育・保育給付認定)を受ける必要があります。入所希望の方は教育・保育給付認定申請と入所申込みを併せて行います。

認定区分	対象児童	認定期間	利用できる施設	必要書類
1号認定	満3歳～就学前 (2号認定を除く)	小学校就学前	・幼稚園 ・認定こども園 (幼稚園部門)	・教育・保育給付認定申請書 兼 入所(園)申込書 ・その他必要書類
2号認定	満3歳～就学前 ※保護者の就労等により 保育を必要とする子ども	小学校就学前 ※保育を必要とする 理由に該当する場合	・保育所 ・認定こども園 (保育部門)	・教育・保育給付認定申請書 兼 入所(園)申込書 ・保育を必要とする証明 (※2ページ参照)
3号認定	0歳～満3歳未満 ※保護者の就労等により 保育を必要とする子ども	満3歳の前日まで ※保育を必要とする 理由に該当する場合	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業所	・その他必要書類

## 教育・保育給付認定申請兼入所(園)申込および現況届兼施設利用申込の受付期間・提出先

認定区分	入所時期	受付期間	提出先
1号認定	令和6年4月入園	【公立】令和5年11月13日(月)～令和5年11月30日(木) 【私立】※各施設で異なりますので直接お問い合わせください	第1希望の 幼稚園 認定こども園
	5月以降の入園	※各施設で異なりますので直接お問い合わせください	
2号認定	令和6年4月入所	令和5年11月13日(月)～令和5年11月30日(木) 【期間外受付】令和5年12月1日(金)～令和6年2月29日(木) ※期間外の入所調整は、期間内に受け付けた方の入所調整が終了して から行います	第1希望の 保育所 認定こども園 地域型保育事業所
3号認定	5月以降の入所	入所希望月の前々月の月末まで	本庁保育・幼稚園課 西部支所市民福祉課 各サービスセンター

※ 1号認定の入所申込みと2号・3号認定の入所申込みの併願はできません。

※ 2号・3号認定の4月入所希望の方で、第1希望の施設に申込書類の提出が難しい場合は、本庁保育・幼稚園課又は西部支所市民福祉課、各サービスセンターへ提出してください。

※ 受付期間を過ぎてから申込書類を提出された場合、以下の取り扱いとなります。

- ・4月入所希望の方：期間外受付分として入所調整を行います。
- ・5月以降入所希望の方：翌月の入所調整を行います。

※ 入所の最終決定は施設見学後になりますので、なるべく入所申込み前の見学をおすすめします。

※ 入所受付可能状況は毎月20日頃にホームページで公開いたします。(4月入所分の公開はありません)

## 提出が必要な書類【2号・3号認定】

「教育・保育給付認定申請書兼入所(園)申込書」および「現況届兼施設利用申込書」と一緒に①～③の書類をご提出ください。④については必要に応じてご提出ください。

※ 「現況届兼施設利用申込書」は、在籍中の児童分です。きょうだいが新規の申込みをする場合は、必ず「教育・保育給付認定申請書兼入所(園)申込書」を受付期間内にご提出ください。

※ 必要書類が不足している場合は、基本指数・調整指数(点数)を付けずに入所調整を行います。必要書類は必ず期限内に揃えてご提出ください。

### ① 保育を必要とする理由の証明書：下表参照（該当する書類を提出してください）

	保育を必要とする理由 ( ) は認定期間の限度	提出が必要な書類	書類チェック欄	
			父	母
1	会社等に常勤・パート等で勤務	就労証明書（内定者含む）※事業所の担当者記入のもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自営業・自営手伝い (農業・漁業含む)	就労証明書（自営中心者記入のもの）・以下の書類 自営中心者：①～④いずれかのコピー ①確定申告書 ②開業届 ③営業許可証 ④売り上げや収支が分かる書類 自営手伝い：(ア)～(オ)いずれかのコピー (ア)確定申告書（中心者の屋号・氏名が確認できるページ および専従者に関する事項が確認できるページ） (イ)青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書 (ウ)協力者の源泉徴収票 (エ)給与明細（代表者が証明するもの）直近3カ月分 (オ)自営業中心者の①～④いずれか <b>※(オ)を提出された場合は自営業協力者であることの確認が難しいため、減点(-1)となります。</b>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	内職	就労証明書・タイムスケジュール・支給明細書 等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	妊娠・出産 (出産予定日の月の前後各2カ月)	母子健康手帳（コピー）（母の氏名・出産予定日が確認できるページ）	/	<input type="checkbox"/>
3	保護者の病气・障害等	診断書または身体障害者手帳等（コピー）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	病人（親族）の介護・看護等	介護（看護）申立書 介護対象者の診断書または状況がわかるもの（手帳等）（コピー）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	災害復旧	罹災証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	求職活動（最大3カ月間） (起業準備含む)	求職申立書・ハローワークの登録証等（コピー） 起業後の内容や起業準備の状況を確認できる書類（起業準備の場合）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	就学（就学期間終了月まで）	就学申立書・学生証（コピー）または在学証明書・カリキュラム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	育児休業 ※保育所入所中の児童で継続利用が必要と認定されている方（育休取得対象児が満1歳になる前日まで）	就労証明書 ※育休期間欄の記載があるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	その他（DV・虐待等）	※お問合せ先までご相談ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 上表1・4・7が理由の場合は、1カ月64時間以上就労・介護・就学していることが必要です。

※ 保育を必要とする理由の証明書は、父母それぞれ必要です。きょうだいで同施設に申込みの場合は父母1部でかまいません。

※ 就労証明書の記載内容について、西条市から就労先事業所等に直接問い合わせをすることがあります。

※ 就労証明書の内容について、就労先事業所等に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

※ 就労証明書の発行は会社により時間を要する場合がありますため、早めの依頼をお願いいたします。

※ 就労証明書の証明日は令和5年10月1日以降のものを有効とします

### ② 児童問診票：0歳児～2歳児用または3歳児～5歳児用（新規入所申込み（転園含む）のみ）

- ・アレルギー、持病、健康上または発達上気になることは、保育をおこなう際の参考になりますので、詳細にご記入ください。

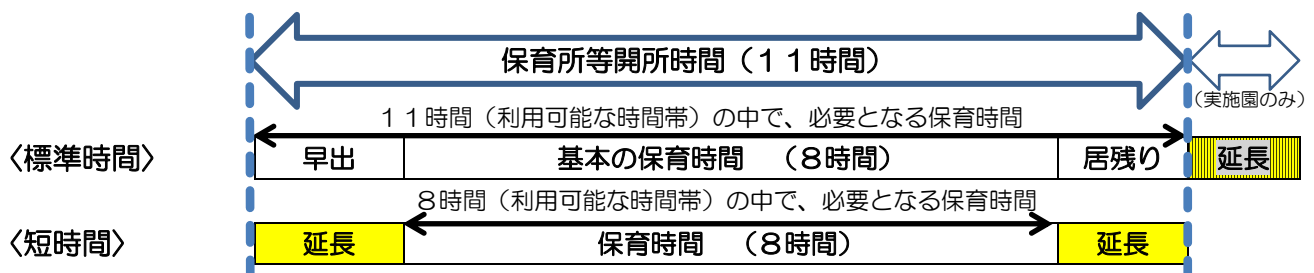
- ③ 希望調査票：利用調整の際、参考にします。（新規入所申込み（転園含む）のみ）  
 ・入所調整の際、参考にします。記入がない場合はご希望に添えないことがあります。

④ 下表に該当する場合はご提出ください。

項目	提出が必要な書類
主たる保護者と別の方（配偶者含む）が申込書を提出する場合	委任状
ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当証書</li> <li>・ひとり親世帯等医療費受給者証</li> <li>・戸籍謄本（離婚日がわかるもの）</li> </ul> ※上記いずれかのコピー
生活保護世帯	生活保護受給者証のコピー
申込み児童が認可外保育施設に在籍中	在園証明書
申込み児童が障がい有する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・特別児童扶養手当受給者証</li> </ul> ※上記いずれかのコピー
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書の育休期間が入所可能な育休期間よりも長い場合</li> <li>・申込み児童以外のきょうだいが、どこにも就園していない場合（※詳細は記入例参照）</li> </ul> ※その他、必要に応じて申立書の記入をお願いします場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立書（要押印）</li> </ul> ※申立て内容は記入例参照
令和6年4月入所申請をする方で、令和5年12月～令和6年3月に育休が満了のため、途中入所の申請をする場合 <small>（※右記の書類は在園中（保育認定）のきょうだいがいる場合とない場合で用紙が異なります。）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月入所申請用の育休申立書（要押印）</li> </ul>
西条市に転入予定で入所申込みする場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立書（要押印）</li> </ul> ※申立て内容は記入例参照 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい住所がわかる書類（賃貸契約書のコピー 等）</li> </ul>

### 保育の必要性（保育時間の区分）

2号・3号認定は、保護者の就労時間などに応じて「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。



保育必要量の区分	標準時間	月 120 時間以上勤務の方、妊娠・出産、疾病・障害 など
	短時間	月 64 時間以上勤務の方、求職活動、育児休業 など

※ 受入時間は各施設により異なります。7～8 ページの一覧表をご確認ください。

※ 延長保育を利用した場合は別途延長料金が必要となります。

※ 標準時間の認定を受けられる方でも、短時間を利用する場合は本庁保育・幼稚園課までご相談ください。

### 入所の決定

4月入所の場合	令和6年2月下旬～3月上旬頃に入所承諾書発送予定 ※期間外受付の場合は発送が遅れることがあります
5月以降の入所の場合	入所希望月の前月の下旬頃に入所承諾書発送予定

※ 2号・3号認定は、入所可能児童数よりも多数のお申込みがあった場合は、保育の必要程度によって市が入所調整を行います。

※ 希望月に入所できない場合で毎月調整を希望された方は、年度末（令和7年3月分）まで入所調整を行います。翌月以降の調整結果の連絡は入所可能になった場合にのみご連絡いたします。

## 保育料および副食費について

保育料および副食費は保護者の市民税の所得割額により毎年4月と9月に決定します。

期間	算定基準となる税	算定の対象者	保育料等決定通知時期 (途中入所の場合は入所前月の下旬頃)
令和6年4月～令和6年8月	令和5年度(令和4年1月1日～12月31日の収入に基づく)市民税所得割額	児童の父母および扶養義務者	令和6年4月中旬頃通知予定
令和6年9月～令和7年3月	令和6年度(令和5年1月1日～12月31日の収入に基づく)市民税所得割額		令和6年8月下旬頃通知予定

- ※ 無償化対象の方も、食材料費(主食費及び副食費)については施設ごとに定められた額をお支払いいただきます。(年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子どもについては副食費のみ免除となります)
- ※ 保育料および副食費を算定する市民税所得割額の計算には、「住宅借入金等特別税額控除」「配当控除」「寄附金税額控除」「外国税額控除」「配当割額・株式等譲渡所得割額控除」は適用されません。
- ※ 保護者の収入が生活保護基準額より少ない場合で、同居している祖父母等がいる場合、最多収入者の市民税額を合算し保育料および副食費の算定をします。(住民票上別世帯になっていても同じ住所の場合は「同居」とみなします)
- ※ 市民税が未申告の場合は保育料および副食費の算定ができませんので、必ず申告をしてください。算定年度の市民税が未確定の場合は、最も高い階層で仮決定しますのでご了承ください。
- ※ 市民税額の調査により税額が変更になっていた場合、令和6年度分の保育料および副食費については再計算しますので、追徴または還付となることがあります。

## 保育料および副食費算定に必要な書類

下記に該当する場合は、教育・保育給付認定申請書兼入所(園)申込書および現況届兼施設利用申込書と一緒に提出してください。

- ※ ④と⑤は保育料および副食費の減額に必要な資料です。提出がない場合は減額対象になりません。資料提出日の翌月より対象となります。(遡及はありません)
- また、提出された場合でも、保育料および副食費の階層により減額とならない場合もあります。

①	令和5年1月1日時点で西条市に住民登録がない ※令和6年9月以降に入所希望の場合は不要です	令和5年1月1日時点で住民登録があった市区町村で、令和5年度課税証明書を取得し提出してください。(父・母) ※ マイナンバーで確認できる場合は省略できます。
②	令和6年1月1日時点で西条市に住民登録がない	令和6年1月1日時点で住民登録があった市区町村で、令和6年度課税証明書を取得し提出してください。(父・母) ※ マイナンバーで確認できる場合は省略できます。
③	令和4年中または令和5年中に海外勤務をされた方	会社から発行される「令和4年1月～令和4年12月分」または「令和5年1月～12月分」の給与支払証明書をご提出ください。(所得税や社会保険料等が記載されているもの) ※外国語で記載されている場合は、和訳文を添付してください
④	同居家族の中に身体障害者手帳等の交付を受けている方がいる	・身体障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当受給者証 ・精神障害者保健福祉手帳・国民年金の障害基礎年金証書 ※ いずれかのコピーを提出してください。
⑤	きょうだいが未移行幼稚園や障がい児福祉施設に通園している	きょうだいの在園証明書 ※ 第2子・3子の減額対象となるため提出してください。 ※ 子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園に通っている場合は提出不要です。

## マイナンバー(個人番号)の記載について

平成30年度から保育所(園)等入所の申請にあたり、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、教育・保育給付認定申請書兼入所(園)申込書にマイナンバーを記載していただくとともに、申込書提出の際に番号確認と本人確認をおこないます。また、主たる保護者以外の方(配偶者を含む)が手続きをする場合は、委任状が必要となります。



## 令和6年度保育所等施設におけるクラス年齢

クラス 年齢	児童生年月日	入所期間（最大）	
		保育所・認定こども園	地域型保育事業所
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日	令和7年3月31日	
4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日	令和8年3月31日	
3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日	令和9年3月31日	
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	令和10年3月31日	令和7年3月31日
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	令和11年3月31日	令和8年3月31日
0歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日	令和12年3月31日	令和9年3月31日
	令和6年4月2日～令和7年4月1日	令和13年3月31日	令和10年3月31日

### 注意事項

#### ○ 入所希望施設の記入について（2号・3号認定）

入所調整は申込書や希望調査票に記入された希望施設をもとに行います。入所（園）を希望する順にご記入ください。

記入した希望施設全てに空きがなく、他に空きのある施設を希望された場合は、全員の入所調整が終了してからの調整になります。

通う予定のない施設（距離が遠い・開所時間と仕事の時間が合わない等）は、記入しないようお願いいたします。

#### ○ 育児休業からの復帰で新規入所を申込みする場合（2号・3号認定）

育児休業から復帰するため入所を希望する場合は、以下のとおりです。

- ・育児休業終了日が1日～13日：育児休業終了日の属する月の前月から入所申込み可能  
（例：4月入所の場合、育児休業終了日が5月13日までの方が対象）
- ・育児休業終了日が14日～月末：育児休業終了日の属する月の当月から入所申込み可能  
（例：育児休業終了日が5月14日の場合、5月入所から申込みが可能）

※令和5年度中に「育児休業延長」を理由に保育認定しているきょうだいが令和6年度も保育施設等を利用する場合は、最長4月30日までの育児休業延長とし、遅くとも5月1日から職場復帰できる方については令和6年度4月の入所申込みが可能です。

#### ○ 妊娠・出産を理由に新規入所を申込みする場合（2号・3号認定）

入所月が出産予定日の月の前後2カ月の認定期間にかかる場合は、「妊娠・出産」の理由で支給認定を受けるようになります。その後、育児休業取得の場合、育児休業期間中は保育所等を利用することはできません。育児休業以外の保育を必要とする理由がある場合など、継続利用を希望する場合は、各施設または本庁保育・幼稚園課、西部支所市民福祉課までお問い合わせください。

#### ○ 求職活動を理由に新規入所を申し込む場合（2号・3号認定）

入所が決定したら、入所後3カ月間の認定となります。

4月入所の場合、認定期間は6月30日までです。それまでに、雇用開始日が7月1日より前の（7月1日含む）就労証明書をご提出ください。

求職認定期間内にご提出できない場合は、原則退園となります。

#### ○ 転園を希望する場合（2号・3号認定）

4月から別の施設に転園したい場合は、「現況届兼施設利用申込書」及び提出が必要な書類【2号・3号認定】（2～3ページ）を受付期間中に第1希望の施設に提出してください。**新規申込みと同じ取り扱いとなり、保育の必要程度によって入所調整を行います。**また、現在通園中の施設は継続利用できない場合もあります。

5月以降（年度途中）に、別の施設に転園したい場合は、転園を希望する月の前々月の月末までに「保育所変更申込書」「児童問診票」「希望調査票」を本庁保育・幼稚園課または西部支所市民福祉課まで提出してください。

### ○ 市外から転入予定のため入所申込みをする場合（2号・3号認定）

西条市に転入予定のため入所申込みをする場合は、入所月の前月末までに西条市で転入の手続きをすることが前提となります。（例：4月入所の場合、3月31日までに転入手続き）

提出書類については、2～3ページ提出が必要な書類【2号・3号認定】をご覧ください。

申込書類は郵送でも受付可能です。受付期限日までに本庁保育・幼稚園課に届くよう発送をお願いいたします。郵送で提出の場合、マイナンバーおよび本人確認は転入後に行います。転入手続きの際にマイナンバーカード等の原本をご持参のうえ、本庁保育・幼稚園課の窓口にお越しください。

（申込書類にマイナンバーカード、運転免許証等のコピーは添付不要です。）

また、郵送で提出する場合は、その旨を第1希望施設にあらかじめご連絡いただきますようお願いいたします。

提出先： 〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 164 番地  
西条市役所 保育・幼稚園課 認定給付係 宛

### ○ 西条市にお住いのまま市外の施設を入所希望の場合（広域入所）

条件によりお申込みできない場合がありますので、必ず事前に本庁保育・幼稚園課までお問い合わせください。

申込期間や申込書類は市町村によって異なるため、早めの手続きをお願いいたします。

なお、市外の施設の入所申込みをした場合、西条市内の施設の入所申込みはできません。

### ○ 保育所等入所保留通知書について

保育所等入所保留通知書（希望施設に入所できなかったことを証明する書類）は、**受付期間内に入所の申込みをした児童が、希望施設全てに入所できなかった場合に発行する書類**です。

希望施設が入所可能な状態で申込みを辞退された場合や受付期間内に申込みがなかった場合は発行できません。

### ○ その他

◆ 施設利用開始日は、原則、月の初日（1日）からとなります。（2号・3号認定）

1号認定の方は各施設にお問い合わせください。

◆ 保育料および副食費は月額です。入所後、ならし保育を行う場合や、病気や家庭の事情により登園できない場合も、在籍している間はおかかります。月途中退所の場合は日割り計算します。

◆ 入所申込み後または入所後に退職、住所異動、婚姻（離婚）、妊娠・出産などで世帯の状況が変わった場合は、速やかに支給認定の変更申請を行ってください。また、2号・3号認定の方は、転職などで就労時間や勤務先等変更があった場合は、速やかに変更後の就労証明書を提出してください。

支給認定の変更は、原則、**申請があった日の翌月初日から**適用されます。変更申請書は、本庁保育・幼稚園課、西部支所市民福祉課、各サービスセンター、各施設で受付可能です。

※月末（末日が土曜、日曜、祝日の場合は前開庁日）までに本庁保育・幼稚園課、西部支所市民福祉課、各サービスセンターに書類が届いていない場合は翌月からの変更ではなく、翌々月からの変更になりますので、施設に提出する場合はお早めをお願いいたします。

また、変更申請書を月末に提出された場合、変更後の決定通知書がお手元に届くのは翌月になることがありますのでご了承ください。

◆ 入所後、「保育を必要とする理由」に該当しなくなった場合は、原則退所となります。（2号・3号認定）

◆ 保育料および副食費を滞納した場合は、西条市保育料滞納対策実施規程に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することがあります。また、入所調整に影響があります。（過去滞納分・きょうだい分含む）

#### 《お問合せ先》

西条市役所 保育・幼稚園課 認定給付係 ☎0897-52-1337（直 通）  
西部支所 市民福祉課 こども係 ☎0898-64-2700（代 表）

## 西条市内の保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園一覧表

### ●公立保育所

保育所名	住 所	電話番号	延長 保育	土曜 保育	一時 保育	保育標準時間 (11 時間)	保育短時間 (8 時間)
禎瑞保育所	禎瑞 1622 番地	0897-57-9220		○		7:00~18:00	8:30~16:30
東予北保育所	新町 268 番地 1	0898-66-5309		○		7:00~18:00	8:30~16:30
丹原保育所	丹原町今井 279 番地	0898-68-7422	○	○		7:00~18:00	8:30~16:30
田野保育所	丹原町北田野 1780 番地	0898-68-6377		○		7:00~18:00	8:30~16:30
小松東保育所	小松町新屋敷甲 3009 番地 1	0898-72-2305		○	○	7:00~18:00	8:30~16:30
小松西保育所	小松町南川甲 258 番地 1	0898-72-2837	○	○		7:00~18:00	8:30~16:30
石根保育所	小松町大頭甲 1039 番地 2	0898-72-2138		○		7:00~18:00	8:30~16:30

### ●私立保育園

保育所名	住 所	電話番号	延長 保育	土曜 保育	一時 保育	保育標準時間 (11 時間)	保育短時間 (8 時間)
飯岡保育園	飯岡 3240 番地 2	0897-56-2381	○	○		7:00~18:00	8:30~16:30
愛・ゆめいろ保育園	朔日市 319 番地 2	0897-55-2281	○	○		7:00~18:00	8:00~16:00
みのり保育園	下島山甲 363 番地 1	0897-56-6527		○		7:15~18:15	8:00~16:00
玉津保育園	玉津 156 番地 1	0897-55-8339	○	○ 延長 なし		7:30~18:30	8:30~16:30
大町保育園	大町 55 番地	0897-55-3652	○	○ 延長 なし		7:15~18:15	8:30~16:30
東予乳幼児保育園	大町 427 番地	0897-56-9388		○		7:30~18:30	8:30~16:30
めぐみ保育園	朔日市 626 番地	0897-55-3560	○	○ 延長 なし		7:15~18:15	8:30~16:30
神拝保育園	神拝甲 239 番地 3	0897-55-3052	○	○	○	7:00~18:00	8:30~16:30
神戸保育園	洲之内甲 220 番地	0897-55-3656		○		7:15~18:15	8:30~16:30
橘保育園	西泉乙 381 番地 7	0897-57-9117		○		7:15~18:15	8:30~16:30
みどり保育園	喜多川 764 番地 1	0897-55-2780	○	○		7:20~18:20	8:30~16:30
わかば保育園	朔日市 807 番地 7	0897-53-6053	○	○		7:20~18:20	8:30~16:30
心じ保育園	三津屋南 7 番 12	0898-64-0315	○	○ 延長 なし		7:00~18:00	8:00~16:00
花園保育園	周布 1112 番地 1	0898-68-7377	○	○		7:00~18:00	8:30~16:30
中川さくら保育園	丹原町来見甲 1051 番地	0898-73-2308	○	○		7:00~18:00	8:30~16:30
ほくしんコウル	氷見丙 477 番地	0897-57-8060		○		7:30~18:30	8:30~16:30

●地域型保育事業所 ※入所期間は最長で3歳になった年度の3月末日までです。

保育所名	住所	電話番号	延長保育	土曜保育	一時保育	保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)
のぞみ保育園	明屋敷 657 番地 5	0897-55-6556		○		7:30~18:30	7:30~15:30
ほくしんコティ	小松町妙口甲 1280 番地	0898-76-9111		○		7:30~18:30	8:30~16:30
ひよこハウス	大町 739 番地	0897-56-5335		○		7:45~18:45	8:00~16:00

●公立認定こども園 ※公立認定こども園の教育標準時間(1号認定)は9:00~14:00です(預かり保育なし)

保育所名	住所	電話番号	延長保育	土曜保育	一時保育	保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)
河北こども園	三芳 300 番地 2	0898-66-5065		○	○	7:00~18:00	8:30~16:30
東予南こども園	石田 397 番地 1	0898-64-3074	○	○	○	7:00~18:00	8:30~16:30
国安こども園	国安 178 番地 1	0898-66-5332	○	○		7:00~18:00	8:30~16:30

●私立認定こども園 ※教育標準時間(1号認定)は施設によって異なります(全施設預かり保育あり)

保育所名	住所	電話番号	延長保育	土曜保育	一時保育	保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)
西山学園	丹原町古田甲 717 番地 2	0898-68-7674		○		7:30~18:30	8:00~16:00
さくら保育園	大町 992 番地 1	0897-56-6227	○	○	○	7:15~18:15	8:30~16:30
西条栄光幼稚園	明屋敷 236 番地 17	0897-56-2711		○		7:30~18:30	8:30~16:30
西条認定こども園	本町 1 丁目 133 番地 2	0897-55-3106	○	○ 延長なし	○	7:20~18:20	9:00~17:00
古川認定こども園	古川甲 120 番 1	0897-55-7143	○	○		7:15~18:15	8:30~16:30
双葉幼稚園	飯岡 975 番地 1	0897-55-2065		○		7:30~18:30	8:30~16:30
かんべ幼稚園	洲之内甲 221 番地	0897-56-3229		○		7:15~18:15	8:30~16:30
たから幼稚園	三津屋 99 番地	0898-64-2306				7:30~18:30	8:00~16:00

●公立幼稚園 ※教育標準時間:9:00~14:00  
(預かり保育なし)

施設名	住所	電話番号
ひまわり幼稚園 ※通園区域あり	氷見乙 639 番地 2	0897-57-7797
多賀幼稚園	北条 1504 番地	0898-64-2767
小松幼稚園	小松町新屋敷甲 2210 番地 1	0898-72-2702

※ひまわり幼稚園には下記のとおり通園区域があります  
神戸・禎瑞・橋・氷見・小松小学校区に住所を有する幼児

●私立幼稚園 ※教育標準時間は施設により異なります  
(全施設預かり保育あり)

施設名	住所	電話番号
西条聖マリア幼稚園	大町 716 番地 1	0897-55-2497
大町幼稚園	大町 68 番地	0897-55-4193
玉津幼稚園	玉津 202 番地 5	0897-55-6208
めぐみ幼稚園	朔日市 623 番地 2	0897-55-3442

◎1号認定の預かり保育の時間・料金等は施設によって異なります。

また、年齢や状況によってご利用できない場合がありますので、詳細は各施設へお問い合わせください。